

後期高齢者医療制度に怒る道民の会

ニュース No.61

2011年 事務局：北海道社保協
7月25日 電話011-758-2648 FAX011-758-4666

「平成23年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会」参加報告

7月21日に、道広域連合運営協議会が開かれました。会議には渡部年金者組合道本部委員長と吉岡道社保協副会長が運営委員として参加しました。

議題は、事業実施概況、医療費通知について、被保険者証の一斉更新についてです。

会議の冒頭、藤井事務局長が、『3. 11大震災、福島原発事故に対して、広域連合として保険料・一部負担金減免の対応を行っている。国は後期高齢者医療制度廃止の方向で最終とりまとめを行ったが、法案上程の見通しが立っていない。社会保障と税の一体改革でも触れてはいるが具体的なスケジュールが不透明。広域連合としては引き続き円滑な運営に努めていきたい』と挨拶した。

《議題1, 道広域連合の事業実施概況(抜粋)》

○被保険者数(2011年6月末) 683, 878人(前年同月比20, 875人増)
内、65～74才は、33, 523人(全体の4. 9%)

○短期保険者証・資格証明書交付状況(2011年7月1日現在)

短期保険者証～219件 資格証明書～0件

○2011年度審査請求の状況 ()内は10年度

請求件数～0件(41件:却下～1 棄却～39 審議中～1) *棄却の39件が怒る会分です

委員からの意見 (→は、広域連合)

- 健診率はどうなったか。 → 平成22年度は10. 0%(平成21年度～9. 27%)
- 厚労省調査では、70才以上で健診を受けていない人の40%が入院・通院中、何時でも受診できるとなっている。健診が努力義務になっていることや健診項目に問題がある。もっと項目を拡大することが必要だ。また、人間ドックも減少しており、広域連合としても努力して欲しい。
- 平成24年度の保険料改定のスケジュールはどうなっているか。 → 秋以降に算定作業に入る。年末には、政府予算案に基づき、諸指標が示される予定。来年の2月議会に提案する。
- 広報については無駄を省いて効率よく行って欲しい。

《議題2, 医療費通知について》

【事務局からの説明】

1)北海道厚生局(国)から「技術的な助言」があった。(H23,1,21付)

- ①全受診分に対して通知すること
- ②通知回数については、年3回以上通知すること

2)(北海道は)全受診者に対し、年3回通知することにしてきたが、平成20年度に開催した運営協議会で委員の多くから意見があり、平成21年度以降について変更を行った。

- ・平成21年度:全受診者に通知し、通知回数を「年3回」から「年2回」に変更
- ・平成22年度:通知回数を「年2回」とし、希望者のみに通知

3)平成23年度については、平成22年度と同じ方法で考えているが、国からの技術的な助言があり、平成24年度以降について改めて運営協議会委員の意見を聞き、他都道府県広域連合や道内市町村の動向を参考とし検討を行いたい。

委員からの意見（重要な問題と言うことで、全員の意見を求められた）

- 「希望者」の実態は。 → 通知を希望しているのは15,350人で、全体の2.3%。(H23,3)
- 希望者のみにしたことでの節減はどの程度か。 → 6千万円程度節減できた。
- 通知することで不正請求が見つかったことはあるのか。 → 他県であったように聞いている。
- （保険者からの委員）通知は必要だ。自分の医療費を確認することは大事だし、不正請求防止にもなる。全員に通知すべき。
- （公募委員）以前の運営協議会で、全く無くすのもどうかという意見もあったが、大半は止めるべきだとの意見だった。費用対効果が見込まれず、もっと有効に使うべきだとか、医療費抑制が目的となっているとか、医療費は領収書で十分足りるなどの意見が出された。今後も、現行の方式で良い。
- （公募委員）今日の会議で結論を出すことでもないが、知る権利の保障もあるので、現行の踏襲でよい。
- （保険者からの委員）知る権利の問題や通知の効果もあるが、闇雲に出せばいいと言うものではない。希望者のみの通知を徹底すればいい。
- （保険者からの委員）通知の効果はある。そのことも書くべきだ。
- （医・歯・薬団体からの役員）現状でよい。被保険者が増えており、年3回、全員に送るのは大変。むしろ、健診事業や人間ドックに力を入れるべき。
- （医・歯・薬団体からの役員）医療費抑制を目的としているのは明らか。高齢者の費用を少なくする考えだ。「技術的な援助」に従う必要はない。費用対効果も期待できず、北海道が独自に判断して現行のままが良い。
- （有識者・公益団体からの委員）厚労省通知を出すには何らかの考えがあるのか。改めて検討を。
- （有識者・公益団体からの委員）通知を希望する人は意識している人で医療費の抑制には繋がらない。元に戻すことはない。
- （有識者・公益団体からの委員）費用負担と知る権利の点から考えて、現行が適切だ。
- （有識者・公益団体からの委員）他県では、3回出している所が少なかったように思う。
- （有識者・公益団体からの委員）希望者のみの比率が上がらないのは必然。通知は来ないより来た方がよい。平成24年以降は考えるべき。
- （公募委員）インターネットの活用なども進めて今のままで良い。
- （公募委員）領収書はその都度だが通知は時系列で判るので意識ははっきりする。直接的な費用対効果だけでなく、医療費抑制という間接的效果に繋がる。希望者の比率をもっと高めることが大事。方法は今のままでよい。

《議題3, 被保険者証の一斉更新について》

【事務局からの説明】

有効期限が2年で、平成23年7月31日で期限切れとなるため一斉更新を行う。

各市町村から7月中に発送交付を行う。(更新件数～約68万件)

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）についても同時期に更新作業を実施する。

委員からの意見

- 交付年月日が7月1日になっているが、何故8月1日なのか。 → 7月はじめから発送しているのそのようにした。
- そうすると負担割合で不一致が起きるのではないか。 → 問い合わせも来ているが、その都度対応している。
- 短期保険証の発行数は。 → 未だ、確定していないが、およそ940件くらい。

次回の、運営協議会は10月の予定です。